

4 労働組合の資格審査及び非組合員の範囲の認定・告示

(1) 労働組合の資格審査の概況

令和6年度の資格審査の取扱件数は、前年度からの繰越しが1件、新規申請が7件であった。新規申請の内訳をみると、委員推薦に係るものが5件、不当労働行為救済申立てに係る新規申請が2件であった。終結件数は7件であり、その内訳は、適格が5件、取下げ・打切りが2件であった。

ア 労働組合資格審査取扱状況

(単位:件)

区 分 年 度	係 属 状 況							終 結 状 況				翌年度への繰越
	前年度からの繰越	新 規 係 属					計	取下げ・打切り	審査結果		計	
		委員推薦	不当労働行為	法人登記	労働者供給事業等	小計			適格	不適格		
平成27	1	2	2			4	5		3		3	2
28	2	5				5	7	2	5		7	0
29	0	1		3		4	4		4		4	0
30	0	7				7	7		7		7	0
令和元	0		1			1	1				0	1
2	1	5		1		6	7	1	6		7	0
3	0		1			1	1					1
4	1	5	1			6	7	1	5		6	1
5	1	1	1			2	3	1	1		2	1
6	1	5	2			7	8	2	5		7	1
計	7	31	8	4	0	43	50	7	36	0	43	7

イ 令和6年度労働組合資格審査一覧表

事件番号	組 合 名	申 請 年月日	申 請 事由別	補正 勧告	終 結 年月日	終結状況
6(資)1	A労働組合	6. 3. 29	不		6. 7. 18	取下げによる打切
6(資)2	B労働組合	6. 6. 17	不		6. 12. 19	取下げによる打切
7(資)1	C労働組合	7. 2. 14	労		7. 2. 28	適格
7(資)2	D労働組合	7. 2. 14	労		7. 2. 28	適格
7(資)3	E労働組合	7. 2. 14	労		7. 2. 28	適格
7(資)4	F労働組合	7. 2. 14	労		7. 2. 28	適格
7(資)5	G労働組合	7. 2. 14	労		7. 2. 28	適格
7(資)6	H労働組合	7. 2. 17	不		-	繰越

(注) 申請事由別欄の「不」は不当労働行為救済申立て、「労」は労働者委員推薦を示す。

（２） 非組合員の範囲の認定・告示の概況

この制度は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づき、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第 2 条第 1 号に規定するいわゆる非組合員の範囲を認定し告示するものである。

令和6年度中に行った認定・告示は1件であった。

富山県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による認定について

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)第2条第1号に規定する者の範囲を、令和6年6月 21 日次のとおり認定したので告示する。

なお、平成 28 年富山県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和6年7月3日

富山県労働委員会

会 長 島 谷 武 志

富山県企業局の職員が結成し、又は加入する富山県公営企業職員労働組合については、次の表に掲げる地位にある者。

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	局長、理事、次長、参事、課長、主幹、人事関係事務について課長を補佐する課長補佐、経営管理課の管理係長、経営係長、管財係長及び人事労務事務の企画担当の主任又は主事
出 先 機 関	所長、次長、所長代理及び支所長